

企業版

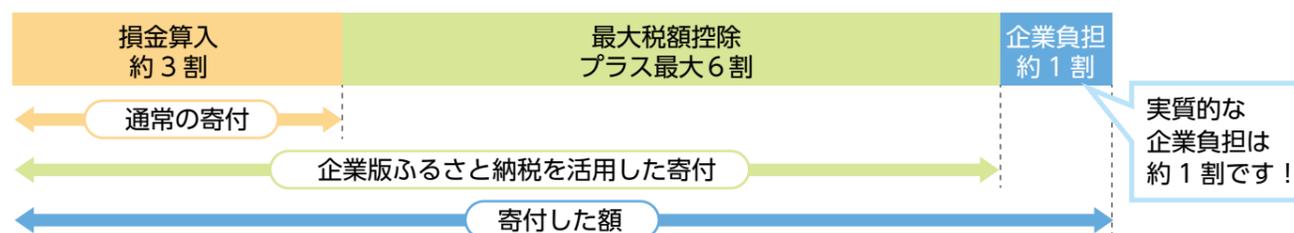
# ふるさと納税で うるま市を応援しませんか。

## 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは

市外企業の皆さまが、うるま市の行う地方創生プロジェクトに対し寄付を行った場合、法人関係税の軽減措置が受けられる制度です。

- ・1回あたり10万円から寄付をしていただくことができます。
- ・寄付を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることはできません。
- ・うるま市内に主たる事務所または事業所がある場合は、本制度上の優遇措置は受けられません。

例えば、100万円を寄付した場合、法人関係税が最大90万円軽減されます。



## うるま市の地方創生プロジェクト4つの方針

- ①魅力ある安定した雇用の場を創出する事業
- ②本市への新しいひとの流れをつくる事業
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- ④快適で安心して暮らせるまちをつくる事業

## 企業のメリット

- ・法人関係税において、大きな負担軽減効果
- ・地域に寄付を行うことで、社会貢献に取り組む企業としてのPR
- ・うるま市との新たなパートナーシップの構築の可能性

## 令和3年度中にご寄付をいただいた企業のご紹介

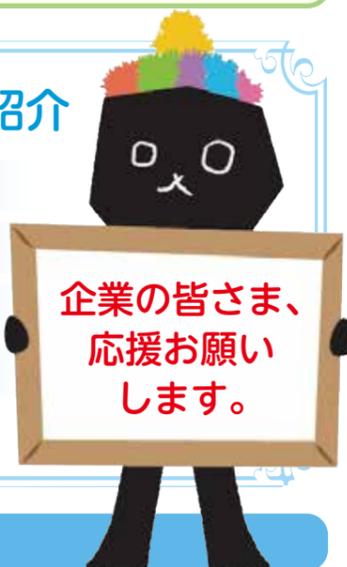
有限会社 沖縄クリーン工業 代表取締役 前田 裕樹 様

株式会社 NATION. 代表取締役 加藤 浩之 様

株式会社 ファーマーズ・フォレスト 代表取締役 松本 謙 様

株式会社 セイカスポーツセンター 代表取締役社長 玉川 文生 様

企業の皆さま、ありがとうございました。



【お問合せ】 企画政策課 ☎973-5005

## 申請はお済みですか？

うるま市新生児子育て世帯応援給付金

新生児を対象に

(児童一人につき)

# 10万円を給付します。

新生児の誕生を迎えた子育て世帯に対し、迅速な経済的支援および切れ目のない子育て支援を目的として、うるま市新生児子育て世帯応援給付金事業を実施しています。

**対象児童** 令和3年4月1日～  
令和4年3月31日までに出生した子

**申請期限** 令和4年4月30日まで  
(当日消印有効)

**申請・受給対象者** 対象児を養育し同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方。

令和4年4月1日以降に申請する場合は、給付対象児、申請・受給権者ともに令和4年3月31日時点で本市に住民登録がなければなりません。

**申請方法** 書類を子ども未来課へ郵送または窓口にて提出

▶申請方法の詳細については、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。

### 書類の配布

- ・令和3年11月15日時点で、住民登録されている申請・受給権者には申請書を送付しています。
- ・令和3年11月16日以降に、住民登録された申請・受給権者には、子ども未来課窓口にて配布します。
- ・令和3年11月15日までに出生届を提出している方で、書類が届いていない方は、子ども未来課までご連絡ください。

お問合せ 子ども未来課 ☎989-5313

## 令和4年度

## 幼児教育・保育無償化新規申請受付開始のご案内

令和4年4月1日から新たに幼児教育・保育無償化の対象になる世帯の申請を受け付けております。下記の要件に該当する場合は、受付期間内に保育幼稚園課へ申請をしてください。

※すでに認定を受け、支給認定期限が次年度以降となっている児童は申請不要です。ただし、待機児童のため認可外保育施設等の利用が無償化となっており、令和4年度の保育所の申請を行っていない場合は、本申請が必要です。

### 申請要件

「保育の必要性」<sup>※1</sup>のある3～5歳児<sup>※2</sup>クラスの児童で、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用している児童

### 受付期間

～3月18日(金)まで

### 申請場所

保育幼稚園課(本庁舎東棟2階)

### 必要書類

①施設等利用給付認定申請書 ②保護者(父・母)の就労状態等を証明する書類 など  
※様式は窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

### 注意事項

本申請は、無償化の償還払い(払い戻し)を受ける前に、事前に受けなければならない支給認定の申請です。支給認定を受けたあとに保育料の償還払いの手続きが別途必要となります。

▶このほかの詳細については、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。

※1「保育の必要性」があるとは、両親が就労等(出産、療養、介護、就学、育児休業、災害、求職)の理由で家庭保育ができない世帯のことを指す。

※2 0～2歳児クラスの児童においても住民税非課税世帯の場合は対象となります。

※3 受付期間終了後も随時受付を行います。申請をした月の翌月から対象となります。遡っての申請受付はできません。

お問合せ 保育幼稚園課 ☎973-5427